

激甚災害指定に伴う特別の財政援助について

(平成16年災害により被災した国土交通省所管公共土木施設等の災害復旧事業費に対する激甚法に基づく国庫負担率の嵩上げ状況)

平成16年における激甚災害

本 激 4 災害

【7月の豪雨災害】
 【台風16号(8月27日から31日)】
 【台風23号(10月18日から21日)】
 【新潟中越地震災害】

局 激 8 災害

【風浪(2月14日から16日)】
 【台風6号(6月19日から23日)】
 【台風15号(8月16日から21日)】
 【豪雨(9月15日から18日)】
 【豪雨(4月26日から28日)】
 【台風10号・11号(7月29日から8月6日)】
 【台風18号(9月4日から8日)】
 【台風21号(9月26日から30日)】

特定地方公共団体数(国庫負担率嵩上げ対象の地方公共団体)

都道府県 2 (新潟県、福井県)
 市町村 267 (29市150町88村)

		H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
本激指定件数		1	0	0	0	0	0	0	1	0	4
特定地方公共団体数	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	市町村	37	7	35	48	40	45	61	80	42	267

都道府県の特定地方公共団体該当は、昭和58年島根県以来21年ぶり
 市町村は、33道府県において該当。

三宅島噴火災害については、平成12年から平成16年までの災害として取り扱われているため、上記には含めていない。

主な地方公共団体における国庫負担率の嵩上げ状況(国土交通省所管公共土木施設分)

(単位:百万円)

地方公共団体	対象事業費	負担率		地方負担額					
		通常(一般)	嵩上げ後	通常(一般)	嵩上げ後	軽減額			
県	新潟県	153,287	0.705	0.821	45,220	27,492	17,728		
	福井県	29,607	0.667	0.775	9,859	6,671	3,188		
市	新潟県	長岡市	10,950	0.667	0.818	3,646	1,990	1,656	
		小千谷市	8,999	0.727	0.898	2,457	919	1,538	
		川口町	3,609	0.961	0.986	141	51	90	
		山古志村	7,525	0.997	0.999	23	5	18	
町	三重県	宮川村	2,179	0.972	0.988	61	27	34	
		兵庫	豊岡市	2,567	0.667	0.826	855	448	407
			宮崎	2,495	0.961	0.983	97	43	54

離島分を除く

東京都三宅村における国庫負担率の嵩上げ状況(他省庁事業含む)

(単位:百万円)

地方公共団体	対象事業費	負担率		地方負担額			
		通常(一般)	嵩上げ後	通常(一般)	嵩上げ後	軽減額	
東京都	三宅村	849	0.673	0.901	278	84	194

公共土木施設の災害復旧事業については、激甚法の対象になるか否かにかかわらず、その根拠法である国庫負担法において被害の程度に応じ国庫負担率の嵩上げ制度が取り入れられている。また、地方負担部分についても100%の起債が認められ、その元利償還金の95%まで交付税措置がなされるのが通例となっている。